

平成 22 年度 第 2 回 富合町合併特例区協議会臨時会



と き 平成22年11月24日(水)
午後 1時30分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

平成22年第2回 富合町合併特例区協議会臨時会協議案件一覧

協議 番号	名 称	協議会 同意	市長 承認	市議会 議決	県知事 届出
協議 第1号	富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する 規則の一部改正について	○	○	○	—

協議第 1 号

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成22年11月24日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

第1条 富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第4条第2項第1号中「表の部分」を「各号」に改め、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則第1条の改正規定及び第4条第2項第1号の改正規定（「100分の165」を「100分の150」に改める部分を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則第4条第2項第1号の改正規定（「100分の165」を「100分の150」に改める部分に限る。） 平成22年12月1日
- (3) 第2条の規定 平成23年4月1日

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例に関する法律</u>(平成16年法律第59号)第33条第6項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、区長の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(各号を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は<u>100分の150</u>とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>市町村の合併の特例等に関する法律</u>(平成16年法律第59号)第33条第6項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、区長の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は<u>100分の165</u>とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則第1条の改正規定及び第4条第2項第1号の改正規定（「100分の165」を「100分の150」に改める部分を除く。）
公布の日
- (2) 第1条中富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則第4条第2項第1号の改正規定（「100分の165」を「100分の150」に改める部分に限る。）

平成22年12月1日

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号） 新旧対照表

●富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則（第2条改正関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(各号を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、6月に支給する場合は<u>100分の140</u>、12月に支給する場合は<u>100分の155</u>とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めるとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(各号を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、6月に支給する場合は<u>100分の145</u>、12月に支給する場合は<u>100分の150</u>とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めるとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

附 則

この規則は、次に定める日から施行する。

第2条の規定 平成23年4月1日

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則）

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項 及び第三項 並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項 及び第四項 並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項 前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項 から第四項 まで及び第九項 の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

内閣法制局

CABINET LEGISLATION BUREAU

提出理由

閣法第 20 号

閣議決定日：平成 22 年 2 月 9 日

国会提出日：平成 22 年 2 月 9 日

衆議院

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を十年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を 改正する法律の概要

《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,727(平成22年3月31日現在)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。



《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正概要》

① 推進のための措置 ⇒ 廃止

- 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止

② 円滑化のための措置 ⇒ 存置

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例
- 合併算定替
- 住民発議・住民投票
- 合併特例区

《施行期日》

平成22年4月1日

《現行法の主な特例の内容》

○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例(第8条・第9条)

<定数特例>

議員定数を地方自治法の上限の2倍まで増加させることができる。(新設合併の場合、最初の任期のみ)

<在任特例>

合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員であることができる。(新設合併の場合、最長2年のみ)

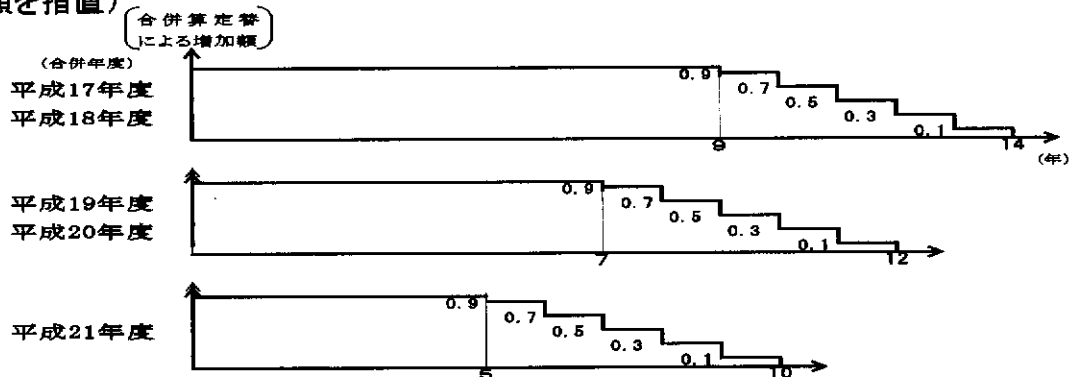
○ 地方税に関する特例(第16条)

合併の伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年間に限り、

- ① 不均一課税・課税免除ができることとする。
- ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする。
- ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。

○ 合併算定替(第17条第2項)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定。(合算額を措置)



○ 住民発議・住民投票(第4条・第5条)

- ・ 有権者の50分の1以上が市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができ、
また、
- ・ 当該請求が議会において否決され、かつ、市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上が合併協議会の設置について住民投票の請求をすることができ、有効投票総数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置。

○ 合併特例区(第22条～第57条)

- ・ 地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧団体の区域に合併特例区(※)を設置することができる。
※ 旧市町村区域の事務を処理、法人格を有する、区長は必置、設置期間は5年以内、公の施設の設置管理可能、予算編成権あり